

京都市訓令甲第 5 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年2月13日

京都市長 松 井 孝 治

別表第4発達相談所発達相談課長及び第二児童福祉センターワーク次長の項第7号中「第5条第16項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)